

JILPT 資料シリーズ

No.157 2015年5月

アメリカにおける個別労働紛争の 解決に関する調査結果



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

アメリカにおける個別労働紛争の 解決に関する調査結果

ま え が き

本調査は、アメリカにおける個別的雇用関係に係る紛争解決の制度と実態について、制定法、コモンロー、判例、学説、実証研究、統計資料、現地ヒアリング調査に基づいて、特に雇用仲裁および解雇紛争解決に関して調査し、検討したものである。

本調査結果が、各方面における政策議論に貢献することができれば幸いである。

2015 年 5 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

理事長 菅 野 和 夫

執筆担当者

氏 名	所 属	執筆担当（初出順）
あらき たかし 荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授 労働政策研究・研修機構特別研究員	第 1 部
いけぞえ ひろくに 池添 弘邦	労働政策研究・研修機構主任研究員	第 1 部、第 2 部、 付属資料
(注) 執筆した部が重複する場合は共著である。		

調査研究メンバー（五十音順）

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 労働政策研究・研修機構特別研究員
 飯田 恵子 労働政策研究・研修機構主任調査員補佐（2014 年 4 月～）
 池添 弘邦 労働政策研究・研修機構主任研究員
 岩田 敏英 労働政策研究・研修機構調査員（～2014 年 4 月）

アメリカにおける個別労働紛争の解決に関する調査結果

目 次

調査研究の概要

第 1 部	アメリカにおける雇用仲裁	1
1.	アメリカの仲裁制度の概要と雇用仲裁	1
2.	労働仲裁と雇用仲裁	2
3.	雇用仲裁の拡大	5
4.	制定法上の権利と仲裁	7
5.	雇用仲裁と集団訴訟の関係	11
6.	制定法上の権利に関する行政機関の権限と仲裁	13
7.	アメリカにおける雇用仲裁の実態	14
8.	雇用仲裁の実態に関する実証研究	18
9.	総括：アメリカの雇用仲裁の背景と評価	23

第 2 部	アメリカにおける解雇規制と解雇紛争解決の実情	27
	はじめに	27
1.	随意雇用原則	28
2.	個別的雇用関係法による随意雇用原則の例外と紛争解決	29
3.	集団的労使関係法および労働協約による随意雇用原則の例外と紛争解決	41
4.	コモンロー上の法理による随意雇用原則の例外と裁判所における紛争解決	48
5.	企業内 ADR のシステムと紛争解決	55
	まとめ	58

付属資料

資料 1	アメリカ仲裁協会 雇用仲裁規則および調停手続（訳）	65
資料 2	雇用関係から生じる制定法上の紛争の調停および仲裁による紛争解決のための適正手続プロトコール（訳）	108
資料 3	アメリカ仲裁協会 雇用仲裁における被用者本人申立ガイド（訳）	113
資料 4	アメリカ仲裁協会 紛争解決条項の作成実務ガイド（雇用関係部分抜粋、訳）	121
資料 5	拘束力ある仲裁協定書（抄訳）	123

調査研究の概要

1. 調査の趣旨・目的

現政権においては、経済再生を目指して様々な規制改革が進められている。雇用労働関係規制についても同様であるところ、雇用労働紛争の効果的な予防や効率的な解決を企図した政策の検討が進められている。

そこで当機構では、アメリカにおける雇用仲裁と解雇紛争解決に焦点を当て、本調査研究を実施してきた。本資料シリーズは、現下の雇用労働関係規制改革の議論に資するべく、とりまとめ、公表するものである。

2. 調査の方法等

(1) 調査方法

雇用仲裁、解雇紛争解決、ともに、アメリカにおける現行制定法（連邦法、州制定法）、コモンロー、判例、学説、実証研究等先行研究を踏まえて調査研究を行った。雇用仲裁については、加えて、現地において、研究者、仲裁人、行政官に対するヒアリング調査を実施し、これを踏まえた検討を行った。また、解雇紛争解決については、加えて、行政機関・司法機関が公表している統計データを踏まえて検討を行った。

(2) 調査時期

平成 26 年 3 月中旬から平成 27 年 3 月

(3) 調査項目

雇用仲裁については、労働仲裁と雇用仲裁の相違、雇用仲裁における制定法上の権利の取扱いおよびそれに係る行政機関の権限との関係、雇用仲裁と集団訴訟との関係、雇用仲裁および雇用仲裁人の実情等である。

解雇紛争解決については、随意雇用原則の現状を踏まえ、制定法による随意雇用原則の例外を定める規定の状況および行政機関における紛争解決の実情、労働協約による随意雇用原則の例外を定める規定上の状況および紛争解決の実情、コモンローによる随意雇用原則の例外を定める法理の状況およびコモンローや公民権（差別）訴訟に係る裁判所における紛争解決の実情、企業内代替的紛争処理（alternative disputes resolution: ADR）の実情等である。

3. 本書の構成

第 1 部においては、雇用仲裁に関して取りまとめた調査結果を掲げている。

第 2 部においては、解雇紛争解決に関して取りまとめた調査結果を掲げている。

また、本資料シリーズの末尾に、雇用仲裁に係る諸規定の訳文を掲げている。

